

＜警報発表時の対応について（平成29年度）＞

1 警報発表について

(1) の地域に (2) の警報が発表された場合

(1) 地 域 … 「宍粟市」、ただし、定期考査中のみ生徒居住地を含む。

「播磨北西部」「兵庫県全域」では判断しない。

(2) 警 報 … 暴風・暴風雪・大雨・洪水・大雪

2 対応について

(3) ・午前6時現在で警報発表中の場合、自宅待機とする。ただし、午前7時現在で警報が解除された場合、10時35分（3限）から授業開始。（生徒は全日の授業用意）

・午前7時現在で警報が発表されている場合、または、午前7時以降に警報が発表された場合、臨時休業。

(4) 宍粟市には発表されていないが、生徒居住地に発表中の場合、その区域に居住する生徒は自宅待機とし、警報が解除されしだい登校する。午前7時までに解除されない場合は自宅学習とし、公欠扱いとする。（学校は平常授業）

(5) 定期考査期間中に、午前6時の時点で「宍粟市」、生徒居住地のいずれかに警報が発表中の場合、または、午前6時以降に警報が発表された場合、臨時休業とする。

臨時休業の場合、当日の考査は、当該考査の最終日の翌日（その日が休日の場合はその翌日）に実施する。

※平成29年度の宍粟市以外の生徒居住地は「佐用町」とする。